

公益信託 山下義彦・加壽子記念交通遺児育英奨学基金
2025年度 奨学生募集要項（中学3年生用）

1. 奨学生の資格 * 右記の事項すべてに該当する者	(1) 2026年4月 時点で、佐賀県内の高等学校に在籍、または保護者が佐賀県内に居住し県外の高等学校に在籍する生徒* ¹ （応募時点では中学3年生であること） (2) 保護者* ² が、陸上における交通事故* ³ により死亡、または後遺障害者* ⁴ になり、経済的に修学が困難な者 (3) 学業優秀、品行方正であり、在籍校の学校長の推薦を受けることができること * ¹ ： 高校・大学生・大学院生の募集もあります。きょうだいがいる方は下記受託者にご相談ください（きょうだい同時受給も可能です） * ² ：生徒・学生に対して親権を行う者（実父母のほか養父母を含む）および親権を行う者がいない場合には、後見人若しくは当該生徒・学生を養育している者 * ³ ：踏切を含む道路上で発生したもの、路面電車との事故および自転車事故も含む * ⁴ ：自賠保施行令別表1および別表2の第1級から第7級の障害、または身体障害者福祉法の第1級から第4級の障害とする
2. 奨学金の額	月額 30,000円(高校生) ※本奨学金は返済不要です（他の奨学金との併給も可能です）
3. 給付時期・方法	(1) 給付時期：毎年度4,7,10及び1の各月を給付月とし、以降の3ヶ月分に相当する金額を給付します。 (2) 給付方法：奨学金給付申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。
4. 給付期間	2026年4月 から、奨学生が在籍する学校の正規の最短修業期間とします。
5. 採用奨学生数	若干名
6. 申請手続	(1) 奨学金受給を希望する申請者は、在籍中学校の推薦を受け、以下の書類を学校経由で下記受託者にご提出ください。 ① 奨学金申請書（中学3年生用） ② 前年度の学業成績及び収入状況を証明する書類 ③ 交通事故証明書（入手不能な場合は、受託者にご相談ください） ④ 後遺障害の程度を証する証明書（死亡の場合は不要です） (2) 応募期間： 2025年4月7日～2025年6月13日 （必着） ※但し、上記応募期間を過ぎて奨学生の資格を満たした者については、本応募期間に拘わらず応募することができます。 (3) 申請書は下記照会先記載のURLからダウンロードしてください（お電話でのご請求も承ります）。尚、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。 (4) 申請書類の提出先：下記提出先あてに郵送
7. 奨学生の選考・決定及び通知	(1) 選考方法：各校より推薦された奨学金申請書類を運営委員会において選考し、奨学生を決定（内定）します。 (2) 決定（内定）通知：2025年7月頃に、学校長を経由して申請者に通知します。
8. 内定から奨学金給付開始までの手続	(1) 奨学金内定者は、高校進学後速やかに進学先の在学証明書をご提出ください。 (2) 受託者は、内定者からの報告を受けて奨学金の給付を決定し、その結果を奨学生に連絡します。
9. 生活状況報告書の提出	奨学生は、毎学年末に在籍する高校の学校長を経由して、生活状況報告書等を受託者に遅滞なく提出しなければなりません。未提出の場合は、次年度からの支給が停止となりますのでご注意ください。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
山下義彦・加壽子記念交通遺児育英奨学基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919

申請書掲載URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>